

芽室町道路整備規準

平成21年10月

北海道芽室町

第 1 章 道路整備

1 道路整備規準の目的

これまでの道路整備は、まず基本となる道路の種別・区分を定め、道路構造令に示されている標準的な設計基準を適用することにより、全道のどこでも同じような形態を有する画一的な整備が行われてきており、必ずしも地域の実態に即した道路構造ではありませんでした。

このことから、平成 20 年度に策定した芽室町道路マスタープランの基本方針である「効果が目に見える道路整備」を実現するため、芽室町で必要な機能の道路を効率的に整備する観点から、道路構造令の適用にあたっては、整備区間をきめ細かく区切った上で、環境要因や整備期間、住民合意等も含めた総合的な判断による、地域の実態に即した道路構造の弾力的な適用を行うための判断規準として「芽室町道路整備規準」をまとめたものであります。

2 規準の基本的な考え方

本規準は、芽室町が管理する道路を対象とします。地域の実情に応じた道路構造等を採用し、地域にとって必要な道路整備を行うことで、費用に対し高い整備効果を得るには、道路構造令をどのように運用するかを芽室町の標準的な考え方として判断する際の規準として利用します。

ただし、安全性に関わる規定等については、安易に規格を下げてはならないものとし、また、都市計画道路の場合は、都市計画決定幅員と整合を図るものとしします。

3 道路の機能分類

3-1 道路規格

道路構造令（昭和 45 年政令 第 320 号）第 3 条（道路の区分）により決定します。

3-2 車道幅員

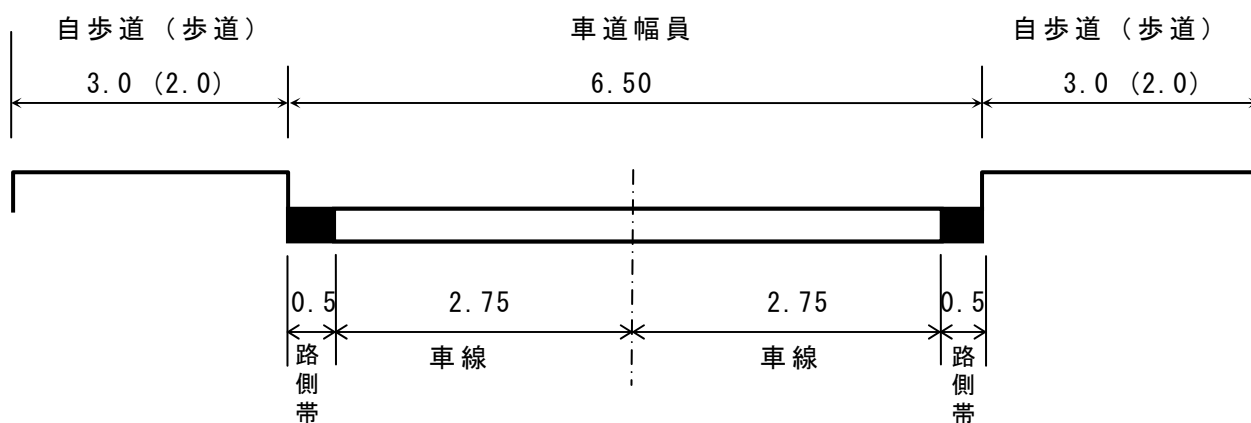
車道の幅員については、道路構造令（昭和 45 年政令 第 320 号）に基づき、道路利用形態、沿道の土地利用、道路の種別、接続道路の状況及び冬期の交通対策等を勘案して決定しますが、芽室町における車

道幅員については6.50メートルとします。

ただし、地形状況や用地確保が難しい等、特段の事情がある場合は別途考慮する必要があります。

【参考】

幅員断面構成図



3-3 歩道設置及び整備の基本的な考え方

- (1) 芽室町における市街地の各本通及び各仲通については、両側に歩道を設置するものとします。
- (2) 郊外地については、地形上（縦断勾配）あるいは学校、集落からの距離を考え、利用状況や通勤及び通学状況を把握し、設置区間を決定するものとします。
- (3) 歩道空間の整備については、利便性、機能性を重視するものとします。
- (4) 排水施設や標識、電柱等路上施設の位置についても充分考慮するものとします。
- (5) 歩道構造についても、取付道路部の段差の緩和及び解消、歩道横断勾配の緩和などの検討を行い、現地の沿道状況に合った構造を採用するものとします。
- (6) 芽室町における植樹柵及び植樹帯については、原則設置するものとします。ただし、安全な歩行空間を確保できない場合には設置しないものとします。

【参 考】

郊外地において通学路として歩道・自転車歩行者道を設置する場合は、交通安全上必要な区間の整理が必要です。

交通安全上必要な区間についての考え方については「交通安全事業必携」（平成6年ぎょうせい）を参照ください。

3-4 歩道及び自転車歩行者道の幅員

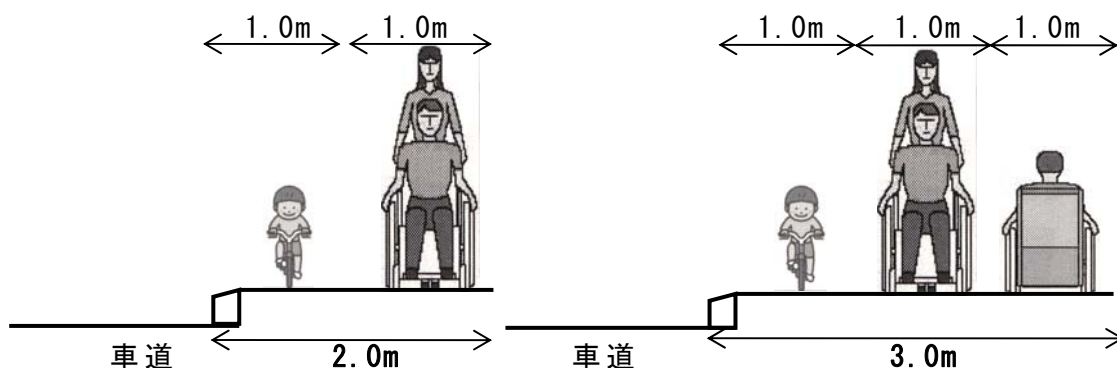
芽室町における歩道及び自転車歩行者道の幅員は、道路の区分に応じ次に掲げる値以上とします。ただし、地形状況や用地確保が難しい等、特段の事情がある場合は別途考慮する必要があります。

歩道の幅員(m)	自歩道の幅員(m)
2.0	3.0

※平成21年10月現在、芽室町において「普通自転車通行指定部分」の指定はありません。

【参考】

歩道整備イメージ



4 道路の構造

4-1 路体及び路床

- (1) 路体は道路盛土を構成する主要部分であり、自重による崩壊等に対して十分に安定するように実施します。また、軟弱地盤等の場合には、原地盤処理を行ったのち盛土を行う必要があります。
- (2) 路床は、舗装からの荷重を直接支持しなければならないので均一な支持力をもつ安定した構造とするものとします。

【参 考】

路体及び路床については、「道路土工－施工指針」、「道路土工－軟弱地盤対策工指針」（日本道路協会）を参照ください。

4－2 車道路盤工

車道路盤工における置換厚については、凍上被害を防止するために「道路事業設計要領」（北海道建設部土木局道路課監修）に準拠し、下層路盤厚 20 センチメートル、凍上抑制層厚 70 センチメートルとします。

なお、地形状況及び地下埋設物等から、これによりがたい場合は、現場状況を考慮した上で計画する必要があります。

4－3 車道舗装工

車道舗装工における舗装厚については、凍上被害を防止するために「道路事業設計要領」（北海道建設部土木局道路課監修）及び「舗装設計施工指針」（平成 18 年日本道路協会）に準拠し、アスファルト舗装の構造設計については、設定した構造設計条件にしたがって所定の性能を満足するように舗装の各層の材料を決定することを基本とします。

表層に使用する材料については、路面の安定性・平坦性・すべり抵抗性・流動化等を考慮し、かつ、コスト縮減の観点から密粒度アスファルト混合物 F 1 3 とします。

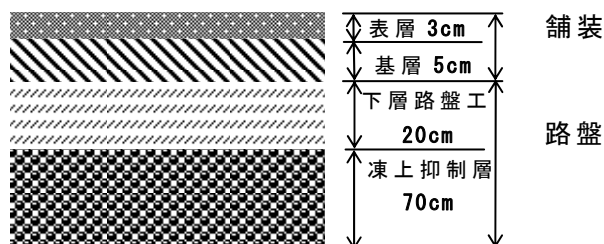
(1) 表層については、厚さ 3 センチメートル、基層については厚さ 5 センチメートルの 2 層とします。

(2) 上記における舗装材料については、再生合材 50 % を使用するものとします。

ただし、冬期間（11 月以降）において施工する場合は、新材を使用するものとします。

【参 考】

路盤構成及び舗装構成



4-4 歩道の設置

芽室町における歩道及び自転車歩行者道の形式は、除雪を考慮し、マウントアップ形式とします。

(1) 縁石の高さは、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するとともに、沿道の状況等に配慮して市街地については車道面より15センチメートル、郊外地については20センチメートルとします。

(2) 歩道の勾配及び段差については、以下のとおりとします。

縦断勾配：5%以下（ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以内）

横断勾配：2%

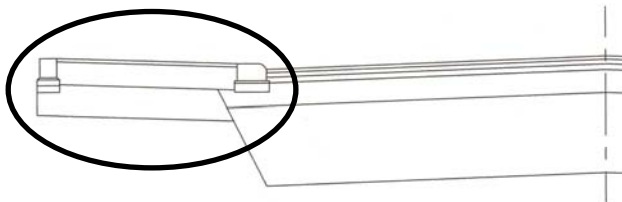
車道面との段差：横断歩道については、縁石前面で2センチメートル、車両乗入れ部については縁石前面で5センチメートルとします。

(3) 歩道・自転車歩行者道の端部処理は、用地界を明確にするため、舗装止縁石により端部処理を行うものとします。

ただし、歩道・自転車歩行者道端が用地境界となっていない場合は、舗装止縁石を設置しないものとします。

【参 考】

マウントアップ形式



4-5 歩道舗装工

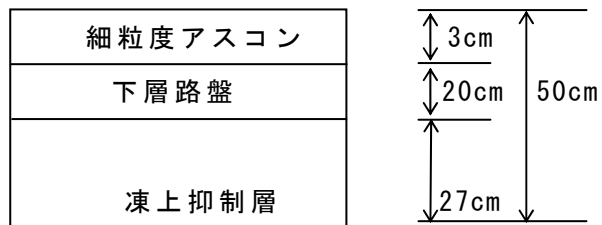
歩行者、自転車の通行に供する歩道などは全て舗装するものとし、舗装と路盤の総厚は、凍上被害を防止するため50センチメートルとします。ただし、補助事業等においては、本規準における所定の路盤厚を満たすため、町単独費で所定の路盤厚を満たすこととします。

(1) 歩道の舗装厚については、細粒度アスコン（歩道用）1層3センチメートルとします。また、上記における舗装材料については、新材を使用するものとします。

- (2) 歩道の景観舗装の選定にあたっては、他の事業との整合性や地域性を十分検討する必要があります。

【参 考】

歩道・自歩道の路盤及び舗装構成



4-6 路面排水工

路面排水の設計にあたっては、周辺地域における下水道事業との関連（雨水計画や降雨強度、流出係数、流量計算）について確認し、計画するものとします。

- (1) 縦断管の埋設位置は、維持管理等を考慮し、自転車歩行者道の下に設置することを標準とし、歩道のみを整備する場合にはこの限りではありません。
- (2) 自転車歩行者道の下に縦断管を埋設する場合の管底深さは、凍上等を考慮し、歩道面より1.2メートル以上の深さとし、ただし、他の地下埋設物等により歩道の下に設置できない場合は別途考慮し、歩道路盤等に影響を及ぼさない深さとすることができます。
- (3) 上記によりがたい場合は、別途考慮する必要があります。

4-7 交通安全施設

道路には、交通事故の防止を図るための交通安全施設を設けることとします。

- (1) 道路が、崖又は法面の上にある場合、池、河川及び水路等に隣接している場合、あるいは屈曲部で必要と思われる箇所、その他危険と認められる箇所及び歩行者保護のため必要と認められる歩道には、ガードレール及びガードケーブルなどの防護柵を設置することとします。なお、防護柵の設置については、「防護柵の設置基準・同解説」（平成16年日本道路協会）によるものとします。
- (2) 幅員が9メートルを超えるものにあつては、交差点等、特に

照明が必要と認められる箇所には、道路照明灯を設けるものとします。

- (3) 見通しの悪い交差点や道路の屈曲部には、道路反射鏡を設置するとともに、視線の誘導が必要と認められる箇所については、自動車等を有効に誘導できる間隔で、視線誘導標を設置するものとします。

第 2 章 開発行為

1 規準の基本的な考え方

本規準は、芽室町における開発行為において整備される道路で、かつ工事完了後、町に帰属される道路に適用します。ただし、やむを得ない理由により帰属できない道路においても準用するものとします。

1-1 関連する規準

本規準の適用にあたっては個々の現場状況に応じ、適切な運用を図り、これらは、道路構造令及び北海道建設部監修土木工事共通仕様書を準拠するものとします。

また、道路工事等は、道路等整備事業の公共土木工事として取り扱い、施工計画、工程管理、品質管理、安全管理及び労務管理等を十分行うものとします。

1-2 道路占用

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）によるものとします。

2 道路の機能分類

2-1 道路規格

道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)により決定するものとします。

2-2 道路の幅員

道路の幅員については、道路構造令を準拠しなければならないものとし、敷地に接する区画道路の幅員は、開発規模、予定建築物の用途並びに敷地の規模に応じ、下記によるものとします。

(1)	8 m 道路	車道幅	5.50m	路上施設帯	1.50m・1.00m
(2)	9 m 道路	車道幅	6.00m	路上施設帯	1.50m・1.50m
(3)	10 m 道路	両歩道	車道幅 6.00m	歩道	2.00m・2.00m
(4)	11 m 道路	両歩道	車道幅 7.00m	歩道	2.50m・2.50m
(5)	14 m 道路	両歩道	車道幅 9.00m	歩道	2.50m・2.50m

2-3 行き止まり道路

区画道路は、袋路状でないこととします。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等、避難上及び車両の通行上支障がない場合はこの限りではありません。

3 道路の構造

区画道路の構造は、次を標準とするほか、帰属先である芽室町と協議し、計画するものとします。

また、開発区域の道路は、原則アスファルト又は同等以上の強度耐久力を有する舗装を施すものとします。ただし、1～2年後に町が水道給水工事及び公共下水道工事を行う計画が決まっており、現時点で舗装してもすぐに工事等により撤去される事が明らかな場合は、町と充分協議する必要があります。

3-1 路体及び路床

- (1) 路体は道路盛土を構成する主要部分であり、自重による崩壊等に対して十分に安定するように実施します。また、軟弱地盤等の場合には、原地盤処理を行ったのち盛土を行う必要があります。
- (2) 路床は、舗装からの荷重を直接支持しなければならないので均一な支持力をもつ安定した構造とするものとします。

【参 考】

路体及び路床については、「道路土工－施工指針」、「道路土工－軟弱地盤対策工指針」（日本道路協会）を参照ください。

3-2 車道路盤工

車道路盤工における置換厚については、凍上被害を防止するために「道路事業設計要領」（北海道建設部土木局道路課監修）に準拠し、下層路盤厚20センチメートル、凍上抑制層厚70センチメートルとします。

なお、地形状況及び地下埋設物等から、これによりがたい場合は、現場状況を考慮した上で計画する必要があります。

3-3 車道舗装工

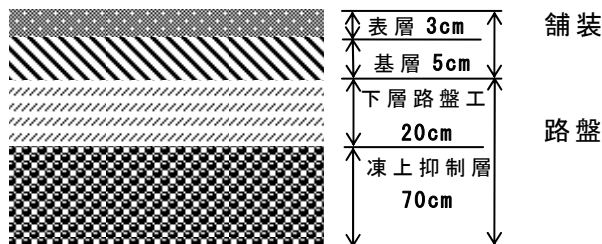
車道舗装工における舗装厚については、凍上被害を防止するために「道路事業設計要領」（北海道建設部土木局道路課監修）及び「舗装設計施工指針」（平成18年日本道路協会）に準拠し、アスファルト舗装の構造設計については、設定した構造設計条件にしたがって所定の性能を満足するように舗装の各層の材料を決定することを基本とするが、表層に使用する材料については、路面の安定性・平坦性・すべり抵抗性・流動化等を考慮し、かつ、コスト縮減の観点から密粒度アスファルト混合物F13とします。

- (1) 表層については厚さ3センチメートル、基層については厚さ5センチメートルの2層とします。
- (2) 上記における舗装材料については、再生合材50%を使用するものとします。

ただし、冬期間（11月以降）において施工する場合は、新材を使用するものとします。

【参 考】

路盤構成及び舗装構成



3-4 歩道の設置

芽室町における歩道及び自転車歩行者道の形式は、除雪を考慮し、マウントアップ形式とします。

- (1) 縁石の高さは、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するとともに、沿道の状況等に配慮して市街地については車道面より15センチメートル、郊外地については20センチメートルとします。
- (2) 歩道の勾配及び段差については、以下のとおりとします。

縦断勾配：5%以下（ただし、沿道の状況によりやむ得ない場合は8%以内）

横断勾配：2%

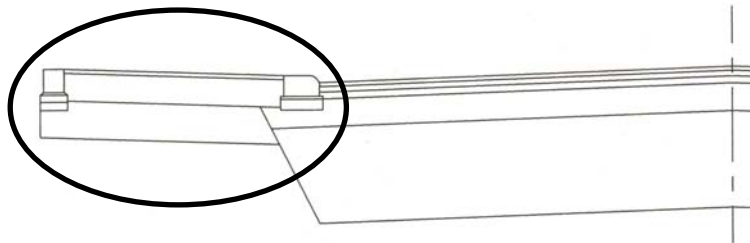
車道面との段差：横断歩道については、縁石前面で2センチメートル、車両乗入れ部については縁石前面で5センチメートルとします。

(3) 歩道・自転車歩行者道の端部処理は、用地界を明確にするため、舗装止縁石により端部処理を行うものとします。

ただし、歩道・自転車歩行者道端が用地境界となっていない場合は、舗装止縁石を設置しないものとします。

【参考】

マウントアップ形式



3-5 歩道舗装工

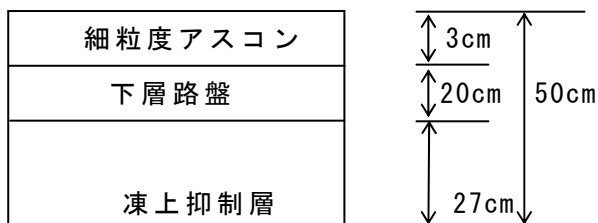
歩行者、自転車の通行に供する歩道などは全て舗装するものとし、舗装と路盤の総厚は、凍上被害を防止するため50センチメートルとします。

(1) 歩道の舗装厚については、細粒度アスコン（歩道用）1層3センチメートルとします。また、上記における舗装材料については、新材を使用するものとします。

(2) 歩道の景観舗装の選定にあたっては、他の事業との整合性や地域性を十分検討する必要があります。

【参考】

歩道・自歩道の路盤及び舗装構成



3－6 排水施設

区画道路には雨水等を速やかに排水するため、道路管理者となる町と協議の上、側溝・その他適切な排水施設を設けるものとします。また、その排水によって開発区域及び周辺地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置することとし、排水の設計にあたっては、開発区域の規模、地形等を考慮し、降雨強度や流出係数等を定め、計画雨水量を算定するものとします。

3－7 防護柵

区画道路が、崖又は法面の上にある場合、池、河川及び水路等に隣接している場合、あるいは屈曲部で必要と思われる箇所には、芽室町と協議の上、ガードレール及びガードケーブル等の防護柵を設置するものとします。なお、防護柵の設置については、「防護柵の設置基準・同解説」（平成16年 日本道路協会）によるものとします。

3－8 道路照明

開発区域内の主要な道路の交差点又は横断歩道若しくは見通しの悪い屈曲部、その他交通安全上必要な箇所には、芽室町と協議の上、照明灯及び電柱灯の設置に努めるものとします。

3－9 交通安全施設

見通しの悪い交差点や道路の屈曲部には、道路反射鏡を設置するとともに、視線の誘導が必要と認められる箇所については、自動車等を有効に誘導できる間隔で視線誘導標を設置するものとします。

3－10 道路中心標

帰属後においては、区画道路の維持管理を町が行うことから、事前に芽室町と協議の上、道路中心標を設置するものとします。

4 工事管理

4－1 工事着手前の提出書類

道路工事等着手前に、施工計画書、工事工程表、使用資材一覧表、使用資材品質証明等の写しを1部提出するものとします。

4－2 使用資材

道路工事等の使用資材は、土木工事共通仕様書に基づき規格品を使用するものとします。

4－3 写真管理

道路等工事請負人は、工事記録写真の撮影にあたっては、土木工事共通仕様書の工事記録写真撮影要領に準拠し、整理するものとします。

4－4 部分検査

道路工事等の部分検査は、遅滞なく申し出、検査を受けることとします。また、町は工事途中においても立入検査、指導監督をすることができるものとします。

4－5 工事完成検査

道路工事等完成後、速やかに完成検査を受けるものとします。また、検査時に、出来形書類、写真帳及び出来型図面等を提出するものとします。

4－6 成果品の提出

帰属後、道路等の維持管理を行うため、道路等図面の提出は、芽室町と協議の上、電子媒体（CAD等）により提出するものとします。

4－7 その他

道路と一体となって、その効力を全うするために必要な施設はこれを設けることとし、計画段階で芽室町と協議するものとします。

芽室町道路整備規準

平成21年10月

北海道芽室町

建設都市整備課